

65歳以上の方へ 24年度の介護保険料 納入通知書を送ります

7月17日(火)にお送りします。7月24日(火)までに届かない方はご連絡ください。

24年度の介護保険料は、23年中の所得に基づく24年度の住民税課税状況と、24年4月1日現在の世帯の状況で計算しています。24年4月以降に新宿区に転入した方や65歳になった方は、資格を取得した日の世帯の状況で計算しています。

※納入通知書は、東京都シルバーパス購入の際に「所得の確認書類」になります。必要な方は大切に保管してください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4597へ。

40歳未満の方で 都内の中小企業で 働きたい方を募集

地域企業就業支援事業

安定した就労を希望しているものの、就職先が決まらない40歳未満の方を対象に、都内の中小企業への就業を支援します。

区が委託する人材派遣会社(㈱パソナ)と6か月の雇用契約を結び、パソコンやビジネスマナー研修を受講した後、派遣契約により都内の中小企業で職場実習を行います。

雇用期間中は給与が支給され、派遣期間終了後の職場実習先との直接雇用を、区が支援します。

【対象】区内在住で、雇用時点の年齢が40歳未満で失業中の方、30名(平成21年3月以降に高校・大学等を卒業した未就職の方も対象。23年度に同事業に参加した方を除く)

【申込み】電話で8月16日(木)までにパソナ ☎(6734)1325へ。申し込み後、パソナが書類審査や面接で選考します。

【問合せ】消費者支援等担当課就労支援係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3925へ。

後期高齢者 医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上)の方が対象の制度です。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562・☎(3203)6083へ。

8月から被保険者証が切り替わります 新しい被保険者証を 送ります

新しい被保険者証(青竹色)を、7月18日(水)に簡易書留でお送りします。届いたら、住所・氏名等の記載内容をすぐに確認してください。7月31日(火)までに届かない方はご連絡ください。

有効期限の過ぎた被保険者証は、8月1日(水)以降に区役所・特別出張所へお返しいただくか、裁断して処分してください。

●8月からの医療費の 自己負担割合

自己負担割合は、23年中の所得に基づく24年度の住民税の課税状況で決まります。

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、24年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」です。

ただし、自己負担が3割となる方のうち、23年中の収入が「収入の基準額(※)」に該当する場合は、申請により1割負担となります。申請が必要なのは事前にお知らせしています。

※収入の基準額：同じ世帯の後期高齢者医療被保険者が1名の場合は、23年中の収入が383万円未満(ただし、383万円以上

の方でも、同じ世帯に70歳～74歳の方がいる場合は、後期高齢者医療被保険者と70歳以上の方全員の収入を合計して520万円未満)です。

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者が2名以上の場合、520万円未満です。

●世帯全員が住民税非課税の方へ

申請により、入院等の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。

23年度以前に申請し24年度も該当する方には、新しい「減額認定証(白色)」を7月23日(月)にお送りします。

24年度の保険料のお知らせを送ります

24年度の保険料のお知らせを、7月18日(水)に普通郵便でお送りします。7月26日(木)までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法は、賦課決定通知書と通知書に同封の「後期高齢者医療制度の保険料について」でご案内しています。

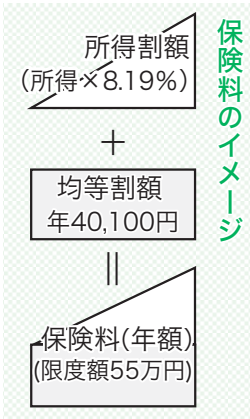
23年分の所得の申告(所得税・住民税)が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方、所得の申告がお済みでない方などは、後日、保険料が変更になることがあります。所得の申告は、お早めにお願います。

①保険料のしくみ

保険料は均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(下図)。

保険料は2年ごとに見直しています。24・25年度の保険料は、被保険者1人に付き「均等割額」は年4万100円、「所得割料率」は8.19%、「賦課限度額」は55万円になりました。

世帯の所得が一定額以内の場合や、後期高齢者医療制度に加入する



直前まで被用者保険(会社の健康保険・共済組合等)の被扶養者だった場合等には、軽減措置があります。

②保険料は原則として 年金からの引き落としです

次の方の保険料は、原則として年金からの引き落としです。

▼保険料の引き落としの対象となる年金受給額が年額18万円以上の方

▼介護保険料が年金から引き落としされていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方

◎年金からの引き落としにならない場合

次の方は、納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

※今回の保険料の計算後に75歳になった方は、25年9月までは年金からの引き落としにはなりません。

※年度の途中で保険料が増額になる方は、年金からの引き落としと納付書や口座振替での併用で納付していただく場合があります。

※本人の申し出により口座振替(自動払込)に変更した方は、年金からの引き落としになりません。

◎申し出により年金からの引き落としを中止し口座振替(自動払込)に変更できます

「保険料納付方法変更申出書」を高齢者医療担当課へ郵送またはお持ちください。申出書が8月3日(金)までに届いた方は、10月から年金引き落としを中止し、口座振替(自動払込)になります。その後届いた方は、12月以降の変更となります。

24年度から新たに「年金からの引き落とし」の対象になる方には、保険料のお知らせに「保険料納付方法変更申出書」を同封しています。以前から年金引き落としで申出書が必要な方は、ご連絡ください。

保険料の納付方法

原則として、下表の3つの方法でお支払いいただきます。

◆保険料の納付方法

	24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月	3月
24年度に新たに年金引き落としになる方	徴収なし	徴収なし	徴収なし	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	年金引き落とし		年金引き落とし		年金引き落とし	
24年度は銀行等で支払う方							銀行等で支払い		銀行等で支払い		銀行等で支払い	
以前から年金引き落としで、24年度も継続する方	年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金引き落とし		年金引き落とし		年金引き落とし	

※「銀行等で支払い」は納付書で金融機関やコンビニエンスストア、区役所・特別出張所などでの支払いまたは口座振替(自動払込)による納付です。

※「年金引き落とし」は公的年金からの引き落としによる納付です。

※以前から年金引き落としで24年度も継続する方は、24年度の保険料額が確定してないため、4月・6月・8月は仮の保険料額(仮徴収)として24年2月と同額を引き落とします。10月以降は、確定した24年度の保険料額から仮徴収額を差し引いた金額を引き落とします。